

保護者の皆様へ

岐阜県立郡上高等学校
生徒指導部

スマートフォン等の利用について（お願い）

岐阜県青少年健全育成条例の改正により、平成26年10月1日よりお子様が使用するスマートフォン等の携帯電話について新規契約・契約内容の変更が行われる場合、以下の事柄が保護者に義務づけられました。インターネット上のさまざまな危険からお子様を守るため、内容を良くご理解して遵守されますようお願いいたします。

なお、詳細はお子様に配布した岐阜県環境生活部私学振興・青少年課発行のチラシをご覧ください。

保護者に義務付けられた事

- ①フィルタリングサービスを利用しない場合、
「正当な理由」を記載した書面を携帯電話事業者（販売店）に提出しなければなりません。
- ②家庭において、青少年のインターネット利用状況を適切に管理し、ルール作りに努めなければなりません。